

# 史料館所蔵最古の歩兵第十六聯隊史

## 「第七回」

### 凱旋帰国後の状況、平時雑俎及び当時の志願心得

新発田駐屯地援護室 佐藤 和敏

#### 【陸軍凱旋観兵式】

明治三十九年四月三十日、大元帥陛下には東京青山練兵場に於いて、武勲赫々たる凱旋軍の軍容を親閲あらせられる。

聯隊は、歴戦の将卒を以って代表隊を編成し軍旗を奉じて上京し、参列の栄光を担う。

当日陛下には午前八時三十分、宮城御出門、鹵簿第一公式を以って練兵場に成らせられ、御先着の皇太子殿下に御対顔の後、内外臣に謁を賜り、次いで鳳車を進められて普く御閲兵あり、玉座に御駐輦あるを待って、軍楽隊行進の曲を奏し、各隊は遂次分列式を行う。

戦場に於いて幾度か砲煙弾雨の間に入出したる古色蒼然たる我が軍旗は、特に一段の威容を添えて其の光栄に輝いた。

分列式終わるや、玉音朗らかに左の勅語を賜る。

\*\*\*

#### 勅 語

「朕茲ニ凱旋軍ヲ集合シテ親シク観兵式ヲ挙ゲ軍紀大ニ振イ隊伍克ク整ウヲ認メ深く之ヲ悦ブ汝等益々奮励シ以テ帝國陸軍ノ発達進歩ヲ期セヨ」

\*\*\*

此の日隊列に入る者、旧第一・第二・第三・第四軍及び鴨緑江軍司令部を始め、十七個師団の代表隊（近衛及び第一師団は全員参列）にして、其の総員三万一千二百三名、且つ参列の将校下士卒悉く改正軍装を以ってして、其の儀容一層の壯観を極め、大元帥陛下には御機嫌殊に麗しく、竜顔最と晴れやかに宮城に還幸あらせられた。

観兵式終了後各隊は練兵場にて昼餐を認め、建制順に依り宮城を一周して日比谷公園に至る凱旋行軍を行った。延長六里及ぶ行軍列は、先頭部隊既に解散するも後尾部隊は尚青山練兵場を出でざる有様であった。まさに是、前古未曾有の体制を博し、国威八紘に顕揚

し、新勢力宇内の光耀するの時、真に曠古の一大盛典と称すべく、国民の忠誠を極度に発揮したる大戦史は、斯くの如くして茲に全く其の結末を告げるに至った。

### 【忠死者臨時招魂祭】

越えて五月一日より七日間、九段靖国神社に戦病死者の臨時招魂祭を執行せられ、二日午前八時勅使参向して幣帛を捧げ、同日吾が代表隊も又軍旗を奉じて参拝した。

翌三日には天皇、皇后及び皇太子殿下行幸あらせられ、祭儀の荘重盛観、実に前代未見と称された。

聯隊史は此の後シベリア出兵の歴史に入っていますが、先に紹介していますので割愛させていただきます。

### 【平時雑俎】

(吾が聯隊の環境)

吾が兵營の在る所は、旧新発田城址である。宮庭と将校集会所との中間に、被服倉庫、兵器倉庫等の建ち並んで居る一区画が旧本丸の跡である。此の城は中古以来、佐々木源氏の後裔たる加治の一族新発田氏の築く所にて、新発田氏は久しく此処に割居し、上杉氏の越後を統一するや、其の旗下に属して武名を輝かした。

上杉景勝と影虎とが継嗣を争った時代の当主は新発田因幡守重家と称し、景勝に加担して大いに忠勇を顕したにも拘らず、景勝其の志を達したる後も、其の功を賞せぬ為立腹して上杉との縁を切り、天正九年以後は会津の葦名氏、或いは遠く上国の織田氏と結んで、景勝と対抗すること七年、天正十五年十月終に矢尽き刀折れて、此の城に滅亡した。

当時此の地方の士民が、如何に強悍不屈であったかは此の一事に徴しても推測することが出来る。

爾後慶長三年に至りて、溝口伯耆守秀勝、加州大聖寺から此の地に移封せられ、以来連綿として三百年、以って明治維新に及んだのである。

(代表的人物)

此処では、新発田の代表的人物として、赤穂四十七義士の堀部安兵衛武庸を挙げています。武名を江戸府中に喧伝せしめた「高田の馬場の六人斬り」で、急を聞いて駆付け「助太刀」と叫んで飛込みざま、其の内の六人を水も溜まらず斬って棄てた。此の多勢を相手に切結びながら、身に微傷だも受けず僅かに帯を一寸ばかり切裂かれたのみであった。

凡そ打ち物取っては、並ぶ者無き剛勇の安兵衛は、他の一面に於いて頗る能書家であり、又経書に通じていた。武ある者は文あり、文ある者は武あり、文武両道に秀でてこそ始めて真の武士と云うのである。

我々は堀部安兵衛に就いて何を学ぶべきか。安兵衛は其の武技に於いて、実に銃剣術の教官であり、忠勇義烈の精神は、精神教育の活模範である。

然しながら安兵衛に就いて最も学ぶべき点は、「攻撃精神の旺盛」で、昔から人を斬るには鏢で斬るといふ、鏢で斬る位に飛込んで斬って始めて人が斬れる。刀身で斬ろうと思つては漸く切先が当たる位のものである。高田の馬場の真剣勝負を見ても、敵は僅かに安兵衛の帯を斬った。惜しい事だ、今一步進んで打ち下ろしたならば、安兵衛は真二つになっていたかも知れない。

「切結ぶ太刀の下こそ地獄なれ、踏込みて見よ極楽もあり」

これは剣道の奥義を諳った歌である。思うに死地に生を求めるといふは、攻撃精神の旺盛に由つて、始めて得られるのである。個人と個人の仕合に於いても、軍隊と軍隊の戦闘に於いても、其の理数に変わりはない。

歩兵操典の綱領に曰く。

「攻撃精神は、忠君愛国の至誠と、献身殉国の大切とにより発する軍人精神の精華なり。武技之に依りて精を致し、教練之に依りて光を放ち、戦闘之に依りて捷を奏す。蓋し、勝敗の数は必ずしも兵力の多寡に依らず、精練にして且つ攻撃精神に富める軍隊は、常に寡を以て衆を破ることを得るものなり」と。

#### 【下士の優遇及び其の志願心得】

志願心得は平成の現代で言えば隊員募集要項のようなもので、当時は徴兵制であった為、一般兵卒（自衛官候補生制度）の募集は無く、志願制で十七歳から入営出来る制度でした。茲では下士官（陸曹候補生制度）の募集要領について記述されています。

内容も具体的で分かり易く、特に俸給、手当て面について詳しく述べています。又戦死等に於ける手厚い手当てについて記載されており、現代とは大きな違いがあります。途中援護についても若干触れています。では大正十一年一月八日現在の志願心得を紹介します。これは聯隊史の後半に記載されていたものです。

#### ・其の手続き

陸軍下士を志願せんとする者は、入営の後其の旨を所属の中隊長まで申し出ればよい。其の他には何の手続きも要らない。

#### ・其の資格

然し志願さえすれば悉く採用されるという訳には行かない。即ち、一、志操堅実。二、学力は先ず高等小学卒業位の必要がある。三、年齢満十七歳以上。

入営は誰でも徴兵適齢（二十歳）迄待つ必要はなく満十七歳となれば志願に依り入営が出来る。下士になるには早く入営する方が先々種々の便利がある。

而して第一期の初年兵教育に於いて、人格高く志操堅固で学術優等と認められる者の中から選抜採用され、爾後は下士として必要な特別の教育を受けるのである。故に初めから其の考えで修養し勉強しなければならないのである。入営後九年目に特務曹長、下士志願を採用されたる者は入営の年の翌年末に上等兵となり三年目の始めには伍長に任ぜられ、それから大抵七年目（もっと早いものもある）には特務曹長に進む。

特務曹長は下士と言わず、准士官と称し将校と同じ様な待遇を受けるのである。

#### ・官等

下士は凡て判任官で伍長は判任四等、軍曹は三等、曹長は二等、特務曹長は一等である。

#### ・叙位及び叙勲

伍長任官後満十五年以上其の職に在りし者は左の標準に依り位階を賜る。

伍長は従八位、軍曹は正八位、曹長及び特務曹長は従七位。

又次に示す年限間勤務し、其の成績優良の者には左の如く勲章を賜る。

（戦時及び満州支那等に勤務せる者はもっと早い）勲八等伍長は満十一年以上、軍曹は満十年半以上、曹長及び特務曹長は満十年以上。

#### ・俸給

食事及び被服一切を官から支給される外に給料を貰うことができる。

伍長、一等給十円五十銭。軍曹、一等給二十二円五十銭。曹長、一等給三十九円。

但し営外居住を許された下士は被服、食料悉く自弁の代りに、左記給料を支給される。

伍長、三十九円。軍曹、五十一円。曹長、六十三円。特務曹長は将校と同じく総ての生活は自ら賄うべきもので其の俸給は次の通りである。

一等給八十円。以上の俸給の外、北海道に在勤する者には在勤加俸として毎月伍長は二円五十銭、軍曹は三円、曹長は四円、特務曹長は六円五十銭を加給される。

#### ・俸給以外の手当

伍長に任官すると初任手当として二十円を支給され、又任官後六年を過ぎると勤務精励・品行端正・学術優秀なる者には勤功章を受けられ、毎年五月と十一月の二期に五円宛

てを支給される。准士官は新任に際し三百七十五円の服装手当てを受ける。

#### ・退営賜り金

五年以上営内に居った下士が准士官に進級したる時、現役満期又現役免除となった時、免官又は死亡したる時、営外居住の職務に転じたる時、以上各項に相当する場合には退営賜り金というものが授けられる。

在営五年六十円、同六年百二十円、同七年百八十円～同十二年五百円。（十二年以上は同額で朝鮮・台湾・満州・北海道勤務者は割増がある）

#### ・恩給

満十一年以上勤務して退職又は現役免除となった者には年々恩給が給せられる。

大尉五九一元、中尉四五九円、少尉三六八円、准士官三〇六円、曹長二一六円、軍曹一九二元、伍長一六八円（少佐以上は略す）

#### ・増加恩給

戦闘及び公務の為傷痕を受け、若しくは疾病に罹りたる者は退職恩給を給せられる外、階級及び病状により増加恩給が給される。

大尉一三二元～六五六円、中尉一〇二元～五一〇円、少尉八二元～四〇八円、准士官六八円～三四〇円。

#### ・扶助料

戦死又は戦闘による傷痕のため死没したる時。公務のため傷痕を受け若しくは疾病に罹り死没したる時。退職恩給を受け又は之を受けるべき権利を有して死没したる時は其の遺族に扶助料を給する。

右の扶助料は軍人の寡婦に給し、寡婦なき時又扶助料を受ける寡婦が死没若しくは権利を消滅したる時は孤児に給し、扶助料を受けるべき寡婦及び孤児なき時又は扶助料を受ける権利消滅したる場合は父母又は祖父母に終身給せられる。

即ち下士は営内居住に必要な一切の物を支給され、又特に食物の如きは世間中流以上の美食をなして、其の給料の如きも三分の一乃至二分の一を貯蓄することは最も容易いことである。

茲に伍長任官後九年経って恩給を受ける資格が出来て、退職する特務曹長が有るとする。

仮に伍長一年、軍曹二年、曹長四年、特務曹長を二年勤めたものとして、其の俸給額の半分を貯蓄すれば少なくとも貯金利子を加えて二千二百円内外となる。之に退営資金三百円を加えると現金で二千五百円ばかりを所有し、其の上爾後年々恩給として三百六円を受取ることが出来る。

而も優遇の方法は未だ之に止まらない。「技術証明書」というものを聯隊長から貰って、退職後諸官庁の文官に採用される特権が与えられている。但し勤務中行状端正にして成績優秀、文官たるに適する者の事である。此の事の委細は陸軍成規類集の中、陸軍准、下士文官採用規則にある。

- ・退営後に於ける処世の便益

下士には軍事教育の余暇を利用し、退役後に於ける職業の応ずる準備の為通学其の他種々の便益を与えられている。

- ・陸軍士官学校予科生徒志願年限

志願は満二十一歳未満と限られてあるが、現役下士に限り特に二十六歳迄許されている。これも特権の一つである。

- ・休暇

下士は毎年概ね七月より九月迄の間に二週間の休暇がある。此の間は帰郷して其の家に宿泊してもよい。其の他特に必要があれば営内居住者は二週間、営外居住者は四週間の請願休暇が出来るのである。

茲に今一つ重大なことは従来の准尉制度を改正して、特務曹長から少尉に進むことが出来、其の後も其の成績によってどんどん進級ができるようになった事である。即ち技量と勉強次第では兵卒から元帥まで進む事が出来るのである。

- ・少尉候補者の資格

現役特務曹長で二年以上を経たる者、人格高く身体壮健にして成績優秀、家庭良好なる者、陸軍士官学校に入校の翌々年三月一日迄に満三十八歳に達しざる者。

右各項の資格を授けられ、欠員に応じて少尉に任ぜられるのである。

- ・三等主計候補者の資格

各兵科の特務曹長、曹長、経理部の准士官、一等計手、一等縫・靴工長で人格高く、身体壮健にして、成績優秀家庭良好なる者、陸軍経理学校に入学の第三年六月一日迄に満三十八歳に達せざる者、右各項の資格を具備する者が、選抜を受けて三等主計候補者として、陸軍経理学校にて一年半特別教育を授けられ、三等主計に任ぜられるのである。

斯くの如く下士志願者に対する優待の方法は、殆ど到らざるなき有様であって、前途多望な青年は須く軍隊に入って下士となり、他日、大発展を成す所の基礎を作らねばならぬ。

以上

#### 参考文献

「大正十一年版 歩兵第十六聯隊史」より